

子育て支援定期積金「すくすく」

商品概要説明書

平成23年4月1日 現在

1. 商品名 (愛称)	定期積金(定額式) (すくすく)
2. 販売対象	「しずおか子育て優待カード」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方(契約時)
3. 期間 (契約額)	2年以上5年以内で50万円以上の契約額とします。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。
4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 1回あたり100円以上 1円単位
5. 払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金 (7) 金利情報の入手方法	契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の店頭表示利回りに0.20%を上乗せし、満期時まで適用します。 満期日以後に一括支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書記載の年利回り(年365日の日割計算)による延滞利息をいただきます。 払込を約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛け割引金をお支払いいたします。 給付補填金の20%(国税15%、地方税5%)が分離課税されます。 (なおマル優は利用できません) 金利(年利回り)は店頭に表示しています。又は、窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	不要です。
8. 付加できる特約事項	○払込み間隔は1・2・3・4・6か月の中からお選びいただけます。 ○ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます。 ○払込みは、集金・窓口扱いのほか、普通貯金(総合口座・夢びと等を含む)からの自動振替のお取扱いもできます。
9. 中途解約時の取扱い	○約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	○定期積金証書での取扱いとなります。 ○「しずおか子育て優待カード」・健康保険証等により年齢の確認をさせていただきます。 ○当JAで初めてお取引をされる方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。(運転免許証、パスポート、健康保険証等) ○当該積金は「総合口座」の担保に組み入れることはできません。
12. 取扱期間	平成23年4月1日から平成27年3月31日までとなります。